



最高裁秘書第506号

平成29年2月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月12日付け（同月13日受付，最高裁秘書第2942号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
司法修習生のいずみ寮の部屋の割当基準が書いてある文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）